

## 成年後見等開始の申立てをお考えの方へ

### —— 診断書及び鑑定について ——

(大阪家庭裁判所)

成年後見（従来の禁治産）、保佐（従来の準禁治産）及び補助（新設）の3類型のいずれの場合も、審判の申立てをする際には、医師が作成した診断書の提出が必要となります。診断書としては、同封の**成年後見用診断書**をご利用ください。この診断書は、ご本人の判断能力の程度を把握し、審理の方針を立てる上で重要な役割を果たします。これ以外の診断書が提出された場合には、改めて成年後見用診断書を提出していただくことがありますので、ご注意ください。

また、成年後見及び保佐を開始する審理を進めるためには、原則として、ご本人の判断能力の状況について、医師による**鑑定**が必要となります。成年後見及び保佐が開始されますと、ご本人を保護することになりますが、他方、ご本人の法律的行為や資格が制限されることになり、慎重な判断が求められるからです。鑑定の結果は鑑定書にまとめられ、家事審判官（裁判官）が審理をする際の資料となります。

但し、ご本人がいわゆる植物状態にあるような場合には、例外的に鑑定をしないことがあります。

そこで、ご本人の主治医等の医師に成年後見用診断書の作成を依頼される際に、家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合には鑑定を引き受けていただけますよう、お話しください。そして、医師に同封の「成年後見用診断書の作成を依頼された医師の方へ」という書面をお渡しいただき、『**診断書の記載内容等についてのお尋ね**』に併せて記入してもらってください。医師が鑑定を引き受けられないような場合には、裁判所で鑑定医を探して選ぶのに時間がかかることとなります。

なお、鑑定の費用は、多くの場合に10万円前後となります。迅速な審理のため、なるべく早く鑑定手続を進めたいと考えていますので、申立ての際に**10万円**をお持ちください。

鑑定費用が10万円を上回る場合には追加して納めていただくこととなりますが、10万円を下回った場合には返金させていただくこととなります。そのため、申立時に返金用の銀行口座を届けていただきますので、そのご準備もお願いいたします。